

作成日 : 2017年05月01日
 改訂日 : 2022年06月06日

安全データシート

1. 製品及び製造者情報

製品名 : S O S E I トップ 硬化剤
 会社名 : 三菱ケミカルインフラテック株式会社
 住所 : 東京都千代田区丸の内1-1-1
 担当部門 : 土木・防水補強部 防水グループ
 電話番号 : 03-6629-1925 FAX番号 : 03-6685-2709
 緊急時連絡先 : 三菱ケミカルインフラテック株式会社 土木・防水補強部 防水グループ
 電話番号 : 03-6629-1925
 整理番号 : S-TOP-012

2. 危険有害性の要約

G H S分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分3

健康に対する有害性

急性毒性

経口 : 分類できない

経皮 : 分類できない

吸入（気体） : 分類できない

吸入（蒸気） : 分類できない

吸入（粉塵、ミスト） : 分類できない

皮膚腐食性／刺激性 : 区分2

目に対する重篤な損傷性／目刺激性 : 区分2

呼吸器感作性 : 分類できない

皮膚感作性 : 分類できない

生殖細胞変異原性 : 分類できない

発がん性 : 区分2

生殖毒性 : 区分1

授乳に対する、または授乳を介した影響 : 区分に該当しない

特定標的臓器毒性(単回暴露) : 区分1、区分3

特定標的臓器毒性(反復暴露) : 区分1、区分2

誤えん有害性 : 区分に該当しない

水性環境有害性短期（急性） : 区分2

水性環境有害性長期（慢性） : 区分2

オゾン層への有害性 : 分類できない

・絵表示



・注意喚起語： 危険

・危険有害性情報：引火性液体および蒸気。

吸入すると有害。

皮膚刺激。

強い眼刺激。

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ。

臓器（腎臓、肝臓、呼吸器、中枢神経系）の障害。

呼吸器への障害のおそれ。

眠気またはめまいのおそれ。

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（呼吸器、神経系）の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（聴覚器）の障害のおそれ

水生生物に毒性。

長期的影響により水性生物に毒性。

・注意書き：

・安全対策：使用前に取扱い説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を設置しアースを取ること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する措置を講じること。

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

取扱い後は手をよく洗うこと。うがいを十分に行うこと。

この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

環境への放出を避けること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面等の個人用保護具を着用すること。

・応急措置：皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。

皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用し容易に外せる場合は外すこと。

暴露または暴露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。

特別な措置が必要である。

皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断／手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

火災の場合：消火するために炭酸ガス、泡又は粉末消火器を使用すること。

漏出物を回収すること。

・貯蔵／保管：換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

- ・廃棄上の注意：内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成、成分情報

成分及び含有量（危険有害物質を対象）

物質名	CAS No.	含有率(%)	PRTR 情報	特化則対象物質
キシレン	1330-20-7	19.05	1-80	
エチルベンゼン	100-41-4	19.05	1-53	○
メキシブロピルアセテート	108-65-6	30-40		
ポリイソアネート樹脂	なし	20-30		

※ PRTR情報“県”は埼玉県生活保護条例で定められている化学物質。

※ PRTR情報“特1”は特定第1種指定化学物質に該当。

4. 応急処置

吸入した場合：

- ・蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合は、医師に連絡すること。
- ・蒸気・ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、温かく安静にする。呼吸が不規則、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の診断を受けること。
症状が改善されない場合は、医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合：

- ・付着物を布で素早く拭き取る。
- ・大量の水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。洗剤、シンナーなどは使用しないこと。
外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。
気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- ・直ちに、すべての汚染された衣類を取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと、直ちに医師に連絡すること。

目に入った場合：

- ・直ちに大量の清浄な水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合：

- ・誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診察を受けること。
- ・嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・医師の指示による以外には無理に吐かせないこと。

応急処置をする者の保護：

- ・適切な保護具（保護メガネ、防塵マスク、手袋等）を着用する。
- ・換気を行う。

5. 火災時の措置

使用可能消火剤 :

炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、霧状強化液

消火方法 :

- ・ 適切な保護具（耐熱性着衣）などを着用する。
- ・ 安全に対処できるのであれば可燃性の物を周囲から素早く取り除く。
- ・ 指定の消火剤を使用する。
- ・ 高温にさらされた密閉容器は水をかけて冷却する。
- ・ 消火活動は風上から行う。
- ・ 棒状の水を消火に用いてはならない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :

- ・ 作業の際には適切な保護具（保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・ 屋内では換気をしつかり行う。
- ・ 屋外の場合には、出来るだけ風上から作業を行う。
- ・ 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして、二次災害を防止する。
- ・ 付近の着火源、高温体及び近辺の可燃物を素早く取り除く。
- ・ 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項 :

- ・ 河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込めおよび浄化の方法・機材 :

- ・ 漏出物は密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・ 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- ・ 乾燥砂、土、その他不燃性の物に吸着させて回収する。大量の漏出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・ 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。

7. 取扱及び保管上の注意

取扱い :

- ・ 換気のよい場所で取り扱う。
- ・ 容器はその都度密閉する。
- ・ 作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・ 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は、手、顔などをよく洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・ 密閉した場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を付けて作業すること。
- ・ 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄まで水に漬けておくこと。
- ・ 周囲で、火気、スパーク、高温物等の使用を禁止する。
- ・ 工具は火花防止型を使用する。
- ・ 静電気対策のため、装置は接地し、電気機器類は防爆型（安全増）を使用する。

保管 :

- ・ 日光の直射をさける。
- ・ 容器を密閉する。
- ・ 盗難防止のために施錠保管する。
- ・ 子供の手の届かないところに保管する。
- ・ 火気・熱源から遠ざけて保管する。

8. 曝露防止及び保護措置

設備対策

- ・ 取扱場所の近くには、高温、発火源となる物が置かれないような設備とすること。
- ・ 屋内塗装作業の場合には、自動塗装機を使用するなど作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。
- ・ タンク内部などの密閉場所などで作業をする場合には、密閉場所、特に底部まで充分に換気が出来る装置を取り付けること。
- ・ 装置は耐腐食性のある材質を用いて作ること。
- ・ 腐食性物質に、作業者が直接触れたり、暴露したりしないような配慮をすること。
- ・ 取扱設備は防爆型を使用する。
- ・ 液体の輸送、くみ取り、攪拌などの装置についてはアースをとるように設備する。
- ・ 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。

呼吸器の保護具

- ・ 密閉された場所では送気マスクを着用する。
- ・ 有機ガス用防毒マスクを着用すること。

手の保護具

- ・ 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない手袋を着用する。

目の保護具

- ・ 取扱には保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・ 取り扱う場合には、皮膚を直接曝さない様な衣類を付けること。又、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

その他・静電塗装作業を行う場合には、帯電防止服、静電靴を着用すること。

管理濃度及び許容濃度

物質名	管理濃度	許容濃度(ACGIH TLV)
キシレン	50ppm	100ppm
エチルベンゼン	20ppm	10ppm

※許容濃度におけるC : TLV-C (暴露限度ー上限値)

たとえ瞬間的にでも超えてはならないピーク濃度。(TLV が TLV-C のみ採用の場合に表記)

9. 物理／化学的性質

物理的状態

状態 : 液体
 色 : 透明
 臭気 : 溶剤臭あり
 沸点 : 136.20~146.00°C
 蒸気圧 : 1333.00Pa (32.0°C)
 密度 (比重) : 0.948 (23°C)

危険性情報

引火点 : 23.00°C
 発火点 : 344.00°C
 爆発限界 : 上限 : 7.00%
 下限 : 1.10%

10. 安定性・反応性

接触により危険のある物質：酸化剤

燃焼などによる有害ガスの発生：CO・NO_x等の有害ガスが発生する恐れがある。

その他反応性情報：セットベースの塗料の他、アルコール、アミン類、水等と反応する。

11. 有害性情報

物質名	急性毒性 経口	急性毒性 経皮	急性毒性 吸入：ガス	急性毒性 吸入：蒸気
キシレン	区分に該当しない 3500 mg/kg	分類 できない	区分に該当しない	区分4 6700ppm
エチルベンゼン	区分に該当しない 3500 mg/kg	区分に該当しない 15400 mg/kg	区分に該当しない	区分4 4000ppm
メトキシプロピルアセテート	区分に該当しない 8532 mg/kg	区分に該当しない 5000 mg/kg	区分に該当しない	分類 できない

物質名	急性毒性 吸入：粉塵	皮膚腐食性／刺激性	急性毒性 吸入：ガス	目に対する重篤な損傷性	呼吸器感作性 固体/液体/気体
キシレン	分類 できない	区分2	区分に該当しない	区分2A	分類 できない
エチルベンゼン	分類 できない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分2B	分類 できない
メトキシプロピルアセテート	分類 できない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分2B	分類 できない

物質名	皮膚感作性	生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒性
キシレン	分類 できない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分1B
エチルベンゼン	分類 できない	区分に該当しない	区分2	区分1B
メトキシプロピルアセテート	区分に該当しない	分類 できない	分類 できない	区分に該当しない

物質名	皮膚感作性	生殖細胞 変異原性	発がん性	生殖毒性
キシレン	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない	区分1B
エチルベンゼン	分類できない	区分に該当しない	区分2	区分1B
メトキシプロピルアセテート	区分に該当しない	分類できない	分類できない	区分に該当しない

特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）

区分1 キシレン（呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓）

区分3 キシレン（麻酔作用）

区分2 エチルベンゼン（気道刺激性、麻酔作用）

区分3 メトキシプロピルアセテート（気道刺激性、麻酔作用）

特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）

区分1 キシレン（呼吸器、神経系）

区分2 エチルベンゼン（聴覚器）

12. 環境影響情報

物質名	誤えん 有害性	水性環境有害性 短期（急性）	水性環境有害性 長期（慢性）	オゾン層への 有害性
キシレン	区分2	区分2	区分2	分類できない
エチルベンゼン	区分1	区分1	区分2	分類できない
メトキシ・ヒドロアセテート	分類できない	区分に該当しない	区分に該当しない	分類できない

水性環境有害性以外の生態毒性 : 情報なし

残留性・分解性 : 情報なし

生体蓄積性 : 情報なし

土壤中の移動性 : 情報なし

他の有害影響 : 漏洩、廃棄などの際には環境に影響を与える恐れがあるので取扱に注意する。特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

- ・ 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・ 廃塗料、廃溶剤、容器の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・ 容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- ・ 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・ 空容器・包装等はリサイクルを推奨すること。
- ・ ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- ・ 特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。
- ・ 廃塗料などを焼却処分する場合には、珪藻土に吸着させて、開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。

14. 輸送上の注意

共通

- ・ 取扱及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・ 容器漏れの無い事を確かめ、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国内規制

国連番号 : 1263

指針番号 : 128

陸上輸送 :

- ・ 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
- ・ 荷送り人は運送業者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。

海上輸送 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送 : 航空法の定めるところに従うこと。

国際規制

国連輸送名 : 塗料（Paint）

国連分類 : クラス 3
 容器等級 : III

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物 : 引火性のもの
 有機則 : 第2種有機溶剤
 特化則 : 指定物質を含有（※1）

特定化学物質の環境への排出量の把握等お飛び管理の改善の促進に関する法律（化管法、P R T R法）

毒物及び劇物取締法

該当せず

消防法

第4類 第2石油類
 危険等級III
 非水溶性

航空法

船舶安全法

引火性液体類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特別管理産業廃棄物

※1 特定化学物質予防規則に指定された物質を本製品にて使用しておりますが、規制対象となる物質や濃度範囲が、ご使用される業種によって異なっております。[組成、成分情報]をご覧の上、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

16. その他情報

主な引用文献

- ・ 社団法人日本塗料工業会「GHS対応 SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物用（塗料）〕改訂第2版」
- ・ 社団法人 日本化学工業協会「緊急時応急処置指針」
- ・ 原料メーカーより入手したSDS（MSDS）および各種技術資料

その他

- ・ この「安全データシート」は、本製品を適切にご使用頂くために必要で注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常的な取扱いを対象としたものです。
- ・ 本製品の使用方法については、「安全データシート」をご参照の上、使用者の責任においてお決め下さい。
- ・ ここに記載された内容は当社所有の情報によるものですが、情報の完全さを保証するものではありません。また、「安全データシート」の内容は、法令の改正及び新しい知見に基づき改訂されることがあります。
- ・ 記載内容のうち、成分及び含有量、物理化学的性質等の値は、品質保証値ではありません。
- ・ 本「安全データシート」に記載されている内容は情報提供であって、いかなる保証をするものではありません。
- ・ 危険有害性の情報は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分に注意して下さい。